

# 公有水面埋立実務便覧

全訂二版

国土交通省港湾局埋立研究会 編

甲第 E2 | 号証

社団法人 日本港湾協会

公有水面埋立法	公有水面埋立法施行令
<p>〔適用範囲〕</p> <p>第1条 本法ニ於テ公有水面ト称スルハ河、海、湖、沼其ノ他ノ公共ノ用ニ供スル水流又ハ水面ニシテ国ノ所有ニ属スルモノヲ謂ヒ埋立ト称スルハ公有水面ノ埋立ヲ謂フ</p> <p>② 公有水面ノ干拓ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ埋立ト看做ス</p> <p>③ 本法ハ土地改良法、土地区画整理法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、新住宅街地開発法、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、流通業務市街地の整備に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法又ハ大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法ニ依ル溝渠又ハ溜池ノ変更ノ為必要ナル埋立其ノ他政令ヲ以テ指定スル埋立ニ付之ヲ適用セス</p>	<p>公有水面埋立法施行令</p>

公有水面埋立法施行規則	関係通知
	<p>〔通知・発土第35号、大11. 4. 20〕 〈P153〉</p> <p>6 埋立地（陸地）と公有水面との境界は、潮汐干満の差ある水流、水面に在りては春分及び秋分に於ける満潮位、その他の水流、水面に在りては高水位を標準とし之を定むることに御取扱相成度。</p> <p>〔通知・港管第2363号、昭48. 10. 1〕 〈P211〉</p> <p>(1) 新規追加港湾施設の解釈運用について</p> <p>4) 港湾環境整備施設について</p> <p>(ウ) いわゆる養浜事業は、海浜の新設、改良等の事業に該当する。この場合、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）は、一般的には適用されない。</p> <p>但し、養浜事業のうち、例えば海浜を新設するため、恒久的な護岸（例えば階段式護岸）を築造して行なう場合等養浜により陸地を造成することを目的とする場合は、公有水面埋立法に基づき手続が必要である。</p> <p>〔通知・発土第35号、大11. 4. 20〕 〈P153〉</p> <p>1 法第1条及施行令第1条〔現行法・法第1条第3項〕の「溝渠又は溜池」中には泉、悪水溜、水遊、塩廻し、塩遊等溝渠又は溜池に準ずべき水流、水面を包含し、又「変更」中には位置、形状の変更は勿論個数を増減し又は従前と同一の用途に供する</p>

公有水面埋立法	公有水面埋立法施行令
<p>都道府県知事ノ職権ヲ行フ場合ニ於テハ当該港湾管理者ノ収入トシテ都道府県知事及港湾管理者カ公有水面埋立法ニ基ク都道府県知事ノ職権ヲ行フ場合ニ於テハ当該都道府県及港湾管理者ノ収入トス</p> <p>〔免許料の納付〕</p> <p>第19条 免許料ハ埋立ノ免許ノ日ヨリ起算シ一月以内ニ之ヲ納付スヘシ但其ノ半額ニ付テハ都道府県知事ハ竣功期間内ニ於テ其ノ定ムル期限内ニ之ヲ納付セシムルコトヲ得</p> <p>② 免許料ノ額及前項但書ノ規定ニ依ル納付期限ハ免許条件ヲ以テ之ヲ定ムヘシ</p> <p>③ 第17条第2項ノ規定ニ依リ免許料ヲ徴収スル場合ニ於テハ都道府県知事ハ免許料ノ額及納付期限ヲ定メ之ヲ告知スヘシ</p> <p>〔工事の着手及び竣功の時期の指定〕</p> <p>第13条 埋立ノ免許ヲ受ケケタル者ハ埋立ニ関スル工事ノ著手及工事ノ竣功ヲ都道府県知事ノ指定スル期間内ニ為スヘシ</p> <p>〔出願事項の変更〕</p> <p>第13条ノ2 都道府県知事正当ノ事由アリト認ムルトキハ免許ヲ為シタル埋立ニ関シ埋立区域ノ縮少、埋立地ノ用途若ハ設計ノ概要ノ変更又ハ前条ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得</p> <p>② 第3条、第4条第1項及第2項並第11条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立地ノ用途ノ変更ノ許可ニ関シ第4</p>	<p>都道府県知事ノ職権ヲ行フ場合ニ於テハ当該港湾管理者ノ収入トシテ都道府県知事及港湾管理者カ公有水面埋立法ニ基ク都道府県知事ノ職権ヲ行フ場合ニ於テハ当該都道府県及港湾管理者ノ収入トス</p> <p>〔免許料の納付〕</p> <p>第19条 免許料ハ埋立ノ免許ノ日ヨリ起算シ一月以内ニ之ヲ納付スヘシ但其ノ半額ニ付テハ都道府県知事ハ竣功期間内ニ於テ其ノ定ムル期限内ニ之ヲ納付セシムルコトヲ得</p> <p>② 免許料ノ額及前項但書ノ規定ニ依ル納付期限ハ免許条件ヲ以テ之ヲ定ムヘシ</p> <p>③ 第17条第2項ノ規定ニ依リ免許料ヲ徴収スル場合ニ於テハ都道府県知事ハ免許料ノ額及納付期限ヲ定メ之ヲ告知スヘシ</p>

公有水面埋立法施行規則	関係法令通知
<p>〔出願事項の変更等の許可の申請〕</p> <p>第7条 法第13条ノ2第1項ノ規定ニよる許可ノ申請ハ、別記様式第三ノ申請書を提出して行ハルモノトス。</p> <p>2 前項ノ申請書ニハ、次に掲げる図書を添付シなければならぬ。</p> <p>一 埋立区域ノ縮少にあつては、第2条及び第3条第4号から第9号までの図書</p>	<p>〔通知〕港管第1580号、建設省河政発第57号、昭49. 6. 14) (P211)</p> <p>4-1(1) 埋立区域の変更について</p> <p>法第13条ノ2ノ規定により出願事項のうち埋立区域ノ縮少等ノ許可ノ制度が創設されたが、免許に係る埋立区域以外を新たに埋立区域とするときは、新規ノ免許が必要となるので留意すること。</p>

# 八 参考法令 目次

- 港湾法(抄) (昭和二五年法律第二二八号)……………一
- 港湾法施行令(抄) (昭和二六年政令第四号)……………九
- 海岸法(抄) (昭和三二年法律第一〇二号)……………二二
- 海岸法施行令(抄) (昭和三二年政令第三三三号)……………一五
- 国土利用計画法(抄) (昭和四九年法律第九二号)……………一七
- 首都圏整備法(抄) (昭和三二年法律第八三号)……………二二
- 中部圏開発整備法(抄) (昭和四一年法律第一〇二号)……………二三
- 近畿圏整備法(抄) (昭和三八年法律第一二九号)……………一五
- 都市計画法(抄) (昭和四三年法律第一〇〇号)……………一七
- 地方自治法(抄) (昭和三二年法律第六七号)……………三八
- 自然環境保全法(抄) (昭和四七年法律第八五号)……………四二
- 自然公園法(抄) (昭和三二年法律第一六一号)……………五一
- 環境基本法(抄) (平成五年法律第九一号)……………六〇
- 環境影響評価法 (平成九年法律第八二号)……………六七
- 環境影響評価法施行令 (平成九年政令第三四六号)……………一一〇
- 環境影響評価法施行規則 (平成二〇年総理府令第三七号)……………一四九

- 公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 (平成二〇年農林水産省・運輸省・建設省令第一号)……………一六〇
- 大気汚染防止法(抄) (昭和四三年法律第九七号)……………一九四
- 大気汚染防止法施行令(抄) (昭和四三年政令第三二九号)……………二〇〇
- 騒音規制法(抄) (昭和四三年法律第九八号)……………二〇七
- 騒音規制法施行令(抄) (昭和四三年政令第三二四号)……………二〇九
- 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 (平成二二年総理府令第一五号)……………二二二
- 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 (昭和四三年厚生省・建設省告示第一号)……………二二五
- 振動規制法(抄) (昭和五二年法律第六四号)……………二二八
- 振動規制法施行令(抄) (昭和五二年政令第二八〇号)……………三二〇
- 振動規制法施行規則(抄)

## 公有水面埋立実務便覧(全訂二版)

昭和62年10月20日 初版発行 頒価会員 9,000円 (本体8,572円 消費税428円)  
 平成7年7月25日 全訂版発行 非会員 10,000円 (本体9,524円 消費税476円)  
 平成14年12月20日 全訂二版発行

編集 国土交通省港湾局埋立研究会  
 発行 社団法人 日本港湾協会  
 〒107-0052 東京都港区赤坂3丁目3番地5号  
 住友生命山王ビル8階  
 電話 (03)5549-9575 (代表)  
 印刷 株式会社ダイシン印刷サービス  
 〒104-0033 東京都中央区新川2丁目21番地15号  
 電話 (03)5542-7700 (代表)